４０３１．卸コンテナ情報登録（提出）

業務コード	業務名
ＤＣＬ０２	卸コンテナ情報登録（提出）

１．業務概要

本業務は「卸コンテナ情報登録（事項登録）（ＤＣＬ０１）」業務で登録した情報を使用し、船卸前の卸コンテナリスト提出を可能とする。到着時起動を行う旨が入力された場合は、船卸港において「到着確認登録（ＰＩＤ）」業務が行われた時点を契機に本業務を自動起動する。

既にＰＩＤ業務が行われている場合は、本業務で手動起動を行う旨を入力することにより、卸コンテナリスト提出が可能である。なお、「船卸確認登録（個別）（ＰＫＫ）」業務または「船卸確認登録（一括）（ＰＫＩ）」業務後の提出も可能とする。

本業務で到着時起動を指定した場合は、自動起動前であればＤＣＬ０１業務で訂正が可能である。

（１）到着時起動を行う旨の入力の場合（起動種別「Ｕ」）

ＤＣＬ０１業務で登録した情報を使用し、当該港においてＰＩＤ業務が行われた時点を契機に本業務を自動起動する旨を登録する。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

なお、税関の開庁時間外にＰＩＤ業務が行われた場合は、次のいずれかの処理を行う。

①時間外執務要請届済の旨または時間外執務要請届を併せて行う旨が入力されている場合、自動起動される。

②時間外執務要請届が行われていなければ、開庁時起動の旨が登録され、翌税関開庁時刻に自動起動される。

また、開庁時刻を待たずに提出を行おうとする場合は、時間外執務要請届を行った後、本業務において手動により提出を行うことができる。

（２）到着即時における手動起動を行う旨の入力の場合（起動種別「Ｔ」）

既にＰＩＤ業務が行われている場合に、ＤＣＬ０１業務で登録した情報を使用し、税関に卸コンテナリストを提出する。

本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

（３）リスト通関における手動起動を行う旨の入力の場合（起動種別「Ｌ」）

到着即時輸入申告以外に係る手動起動による起動の場合に、ＤＣＬ０１業務で登録した情報を使用し、税関に卸コンテナリストを提出する。当該起動種別では、ＰＫＫ業務、ＰＫＩ業務が行われている必要がある（「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務でコンテナオペレーション会社コードに「９９９９９」が入力された場合は、「積荷目録提出（ＤＭＦ）」業務が行われている必要がある）。

本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

また、本業務において時間外執務要請届を行う旨を入力することにより、時間外執務要請届も併せて行うことができる。

２．入力者

通関業、船会社、船舶代理店、ＣＹ

３．制限事項

１業務で提出可能なコンテナ番号は最大１５００件とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②当該事項登録者と入力者が同一であること。

③入力者が船舶代理店またはＣＹの場合は、通関業の免許を取得していること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）卸コンテナ一覧ＤＢチェック

入力された卸コンテナリスト提出番号に対して以下のチェックを行う。

①入力された卸コンテナリスト提出番号に対する卸コンテナ一覧ＤＢが存在すること。

②卸コンテナリスト提出済でないこと。

（４）積荷目録管理ＤＢチェック

卸コンテナ一覧ＤＢに登録されている船舶コード＋船卸港コード＋船卸港枝番に対して以下のチェックを行う。

（Ａ）到着時起動を行う旨の入力の場合（起動種別「Ｕ」）

①積荷目録管理ＤＢが存在すること。

②卸コンテナ一覧ＤＢに登録されている船会社コードと同一の船会社コードが登録されていること。

③卸コンテナ一覧ＤＢに登録されているコンテナオペレーション会社コードと同一のコンテナオペレーション会社コードが登録されていること。

④当該港におけるＰＩＤ業務が行われていないこと。

⑤コンテナオペレーション会社コードに「９９９９９」以外が登録されている場合は、当該ＣＹに対するＰＫＩ業務が行われていないこと。

（Ｂ）到着即時における手動起動を行う旨の入力の場合（起動種別「Ｔ」）

①積荷目録管理ＤＢが存在すること。

②卸コンテナ一覧ＤＢに登録されている船会社コードと同一の船会社コードが登録されていること。

③卸コンテナ一覧ＤＢに登録されているコンテナオペレーション会社コードと同一のコンテナオペレーション会社コードが登録されていること。

④当該港におけるＰＩＤ業務が行われていること。

⑤コンテナオペレーション会社コードに「９９９９９」以外が登録されている場合は、当該ＣＹに対するＰＫＩ業務が行われていないこと。

（Ｃ）リスト通関における手動起動を行う旨の入力の場合（起動種別「Ｌ」）

なし

（５）コンテナ情報ＤＢチェック

到着時起動を行う旨の入力の場合は自動起動時、到着即時における手動起動を行う旨またはリスト通関における手動起動を行う旨の入力の場合は登録時に、卸コンテナ一覧ＤＢに登録されているコンテナ番号に対して以下のチェック行う。

①コンテナ番号に対するコンテナ情報ＤＢが存在すること。

②ＭＦＲ業務、「積荷目録情報訂正（ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２またはＣＭＦ０３）」業務で作成されたコンテナ、または「システム外ＣＹ搬入確認（コンテナ単位）（ＣＹＢ）」、「システム外ＣＹ搬入確認（Ｂ／Ｌ単位）（ＣＹＤ）」、「システム外ＣＹ搬入確認（Ｂ／Ｌ単位）（事前登録）（ＣＹＤ０１）」業務で作成されたコンテナであること。

③以下の項目と卸コンテナ一覧ＤＢに登録されている内容が同一であること。

・船舶コード

・船卸港コード

・船卸港枝番

・船会社コード

・コンテナオペレーション会社コード

④仮陸揚コンテナでないこと。

⑤輸出コンテナでないこと。

⑥コンテナ条約適用外でないこと。

⑦到着時起動を行う旨または到着即時における手動起動を行う旨の入力の場合、ＰＫＫ業務またはＰＫＩ業務が行われていないこと。また、ＣＹＢ業務、ＣＹＤ業務またはＣＹＤ０１業務で作成されたコンテナでないこと。

⑧リスト通関における手動起動を行う旨の入力の場合、ＰＫＫ業務、ＰＫＩ業務、ＣＹＢ業務、ＣＹＤ業務またはＣＹＥ業務が行われていること。なお、コンテナオペレーション会社コードに「９９９９９」が登録されている場合は、ＤＭＦ業務が行われていること。

⑨未通関コンテナであること。

⑩事故情報が登録されているコンテナの場合は、税関による事故確認登録がされていること。

⑪貨物差止め登録で差し止められたコンテナでないこと。

⑫到着即時における手動起動を行う旨またはリスト通関における手動起動を行う旨の入力に対して、バースコードが入力された場合は、コンテナが船卸しされた場所と同一であること。

（６）時間外執務要請届情報関連チェック

到着即時における手動起動を行う旨、またはリスト通関における手動起動を行う旨の入力に対して、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、以下①のチェックを行い、時間外執務要請届済の旨が入力された場合は以下②～③のチェックを行う。

①時間外執務要請識別に入力があること。

②入力者分の時間外執務要請届ＤＢが存在すること。

③本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「００００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）卸コンテナリスト提出官署決定処理

以下を管轄する税関官署を卸コンテナリスト提出官署とする。

①卸コンテナ情報に登録されているコンテナオペレーション会社が「９９９９９」以外の場合は、コンテナオペレーション会社に対する保税地域

②前述①以外の場合は、卸コンテナ情報に登録されている船卸港

（３）卸コンテナ一覧ＤＢ処理

卸コンテナリスト提出した旨を登録する。なお、到着時起動（起動種別：「Ｕ」）を行う旨が入力された場合は、その旨を登録する。

（４）コンテナ情報ＤＢ処理

到着時起動を行う旨の入力の場合は自動起動時、到着即時における手動起動を行う旨またはリスト通関における手動起動を行う旨の入力の場合は登録時に輸入許可した旨を登録する。

（５）時間外執務要請届処理

到着時起動を行う旨の入力の場合は自動起動時、到着即時における手動起動を行う旨またはリスト通関における手動起動を行う旨の入力の場合は登録時に、税関の開庁時間外の場合に以下の処理を行う。

なお、到着時起動を行う旨の入力がされ、時間外執務要請届がされていない場合及び併せて時間外執務要請届を行う旨が入力されていない場合は、開庁時の旨を登録する。時間外執務要請届を併せて行う旨の入力がされた場合は、事前に時間外執務要請届出がされていた場合を除き、以下の処理を行う。

（Ａ）時間外執務要請届受理番号払出し処理

時間外執務要請届受理番号をシステムで払い出す。

（Ｂ）時間外執務要請届ＤＢ処理

①時間外執務要請届ＤＢを作成する。

②実施時刻より１分間分の時間外執務要請届の届出時間帯の旨を登録する。

（６）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（７）注意喚起メッセージ出力処理

内部処理を実施している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

６．出力情報

到着時起動を行う旨の入力の場合は自動起動時、到着即時における手動起動を行う旨またはリスト通関における手動起動を行う旨の入力の場合は登録時に、以下の情報を出力する。（処理結果通知を除く。）

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
卸コンテナリスト提出情報	なし	税関（保税担当部門）
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）コンテナオペレーション会社コードに「９９９９９」以外が登録されている （２）入力者の利用者コードと当該コンテナオペレーション会社コードが異なる	ＣＹ
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （１）コンテナ管理者コードに船会社コードが登録されている （２）システム参加の船会社コードである	船会社
卸コンテナ輸入許可通知情報	なし	入力者
卸コンテナ開庁時登録情報	開庁時の旨が登録された場合	入力者
時間外執務要請確認情報	時間外執務要請届を併せて行う旨が入力された場合	税関（保税担当部門）
エラー通知情報（卸コンテナ情報）	前述４．（５）の入力条件に合致しないコンテナが存在した場合	入力者

７．特記事項

（１）本業務は多量のコンテナ番号を処理するため、以下の処理の流れとなる。

①入力受付条件のチェックをした後、処理結果通知の出力処理を行う。

②多量のコンテナに対して、一定の小さな処理単位に分割してコンテナ情報ＤＢチェックやＤＢ処理等の内部処理を行う。

③すべてのコンテナ番号に対する内部処理が完了した後、卸コンテナリスト提出情報、卸コンテナ輸入許可通知情報等の出力処理を行う。

④内部処理でコンテナ情報ＤＢチェックに合致しなかったコンテナ番号が存在する場合は、最後に一括してエラーコンテナ番号としてエラー通知情報（卸コンテナ情報）を出力する。

（２）本業務前にＰＫＫ業務またはＰＫＩ業務において併せて卸コンテナリストの提出が行われた場合、船卸しされたコンテナの事項登録情報は無効となる。

（３）本業務で輸入許可となったコンテナが、ＰＫＫ業務またはＰＫＩ業務前にＣＭＦ０２業務で削除された場合は、税関、卸コンテナリスト提出者及びコンテナオペレーション会社（卸コンテナリスト提出者と異なる場合）に「コンテナ不一致情報」が出力される。

（４）到着時起動を行う旨の自動起動が税関の開庁時間内に行われる場合、卸コンテナ情報に登録されている時間外執務要請識別はクリアされ、時間外執務要請届処理は行わない。